

〈4〉 貿易金融 AML 対策・経済安全保障対策 における NACCS 等貿易プラットフォーム 保有データの活用可能性について

近畿大学 経営学部 教授 花木 正孝
株式会社 NTT データ シニア・スペシャリスト 河田 禪

I はじめに (序)

ロシアによるウクライナ侵攻を契機に、金融機関
は外国為替コンプライアンス対応の更なる強化を求

められている。これに対して、2024 年 11 月より(株)
NTT データとの共同研究「マネロン防止・経済安全
保障対策への貿易デジタルデータ活用についての調
査・研究」を開始した¹。本共同研究では、TradeWaltz²、

¹ 本稿は、2024 年 11 月より開始した(株)NTT データとの共同研究「マネロン防止・経済安全保障対策への貿易デジタルデータ活用
についての調査・研究」に関連するものであり、(株)NTT データの支援により実施するものである。

近畿大学プレスリリース <https://newscast.jp/news/3408308> (as of February 10, 2025)

本稿は、花木正孝（執筆担当 I～IV 章、終章）、河田禪（執筆担当 IV 章の一部、V 章）の共著であるが、関連資料の作成、PF の
設計、簡易 POC の実施などで、(株)NTT データ課長代理の篠田浩直氏、森美保氏を始め、(株)NTT データ関係者のご助力を頂い
ていることも付言し、この場を借りて御礼申し上げたい。

また、本共同研究では、TradeWaltz などの貿易 PF が保有するデジタルデータをマネロン等対策に活用し、貿易書類に記載され
ている項目が正確にデータ化されることで、金融機関等における確認作業の軽減や、マネロン等対策の実効性向上につながるか
を評価・検証する計画である。また、これらの貿易データを一元管理し、政府機関を含めた関連情報を効果的に集約・分析する
ための業界共通プラットフォームの有効性についても、「TBML デジタルデータ活用プラットフォーム（本稿では TBMLPF と称
す）」構想案の作成やステークホルダーへのヒアリングを通じて検証・確認する。尚、本共同研究における近畿大学と(株)NTT デー
タの役割は以下の通りである。

(1) 近畿大学

TBML に関わる金融機関、輸出入企業、政府機関の実務上の課題の洗い出し

貿易デジタルデータ活用によるマネロン等対策への改善効果の評価

貿易デジタルデータ活用に向けた業務面・法制面での課題の抽出

(2) (株)NTT データ

PF で保有するデジタルデータの活用方法に関する検証・評価

業界横断で利用する「TBML デジタルデータ活用プラットフォーム」構築に向けたシステム構想の検討

尚、本共同研究については、複数の学会、業界誌で報告、投稿を行っている。以下に報告、投稿状況について（予定を含め）紹
介したい。

学会報告

2024 年 11 月 9 日 国際商取引学会第 27 回全国大会「官民システム間のデータ連携による外国為替コンプライアンス高度化の可
可能性検討－NACCS、CyberPort 及び貿易プラットフォームを題材に」

2024 年 11 月 30 日 日本貿易学会東西合同部会「マネロン防止・経済安全保障対策への貿易デジタルデータ活用提言－新たな業
界共通プラットフォーム構築」

2025 年 2 月 1 日 日本港湾経済学会関西部会・日本貿易学会西部部会（関西）合同部会「マネロン防止・経済安全保障対策への
貿易デジタルデータ活用提言－新たな業界共通プラットフォーム構築」

2025 年 3 月 16 日（予定）日本安全保障貿易学会第 39 回研究大会「マネロン防止・経済安全保障対策への貿易デジタルデータ
活用提言－新たな業界共通プラットフォーム構築」

投稿論文・寄稿

2025 年 3 月（予定）『銀行実務』（寄稿）「巻頭言 貿易デジタルデータ活用による金融機関のマネロン対策」

2025 年 3 月（予定）『CISTEC ジャーナル』（寄稿）「貿易金融 AML 対策・経済安全保障対策における NACCS 等貿易プラット

NACCS³、Cyber Port⁴などの貿易プラットフォーム（以下貿易 PF）が保有するデジタルデータをマネロン等対策に活用し、貿易書類に記載されている項目が正確にデータ化されることで、金融機関等における確認作業の軽減や、マネロン等対策の実効性向上につながるかを評価・検証する計画である。本稿では以下の3点について解説したい。まず、現在の金融機関が置かれた状況についてヒアリング結果に基づき紹介したい。次に、これに対応する為に、金融機関及び、所管官庁、貿易 PF とのデータ連携（情報連携）の可能性を指摘したい。最後に、新たな業界共通デジタルプラットフォーム構築に向けた提言を行いたい。

II 外国為替コンプライアンスの現状

外為法第 17 条が定める適法性の確認により、銀行等は以下の2点、①取引関係者が資産凍結措置等対象者に該当するか否かの確認義務、②特定の取引制限に該当するか否かの確認義務、である。前者は、取引関係者が、外務省が発出する資産凍結措置等対象者に指定されている個人・団体に該当するか否かを確認する義務で、2014 年 8 月 20 日時点の対象者

は 1,421 個人・団体であったが、2024 年 10 月 25 日時点の対象者は 2,642 個人・団体と大幅に増加している。その内 54.5% にあたる 1,440 個人・団体がロシア制裁関連である（図表 1 参照）⁵。

上記に加え、中東情勢の不安定化、米中対立への懸念等により、金融機関は外国為替コンプライアンス対応の更なる強化を求められている。具体的には、①マネロン防止、②わが国外為法、米国 OFAC 規制に代表される内外の経済制裁の遵守、③ 2024 年 5 月に施行された経済安全保障法への対応、の3つである。

マネロン防止については、FATF 第 5 次相互審査は審査結果の決定・公表が 2029 年 2 月頃に実施される旨公表されてる。通常、相互審査は 18 ヶ月ほどかかるとされ、最初のステップは 2027 年中盤に実施されると予想される。次回相互審査に向けて、FATF が示す、有効性審査項目－IO が求める、①自らのマネロンリスクの本質的理解、②漏れ、ばらつきの義務の履行、③リスク評価に基づく、低減措置の実施、④顧客管理措置への理解および確実な適用、の4点に基づき、地域金融機関は、本質的なマネロンリスクに対する理解を深め、それぞれの顧客セグメントに合わせた、個別・具体的対策を整備、実践、

フォーム保有データの活用可能性について」・・・本稿

2025 年 3 月（予定）『商経学叢』（勝田英紀先生退官記念号）（論文）「貿易金融 AML 対策・経済安全保障対策における NACCS 等貿易プラットフォーム保有データの活用可能性について」・・・2024 年度（初年度）の研究成果報告の位置づけ

2025 年 6 月（予定）『国際商取引学会誌』（報告シラバス）「官民システム間のデータ連携による外国為替コンプライアンス高度化の可能性検討－NACCS、CyberPort 及び貿易プラットフォームを題材に」

これらの報告、論文、寄稿などは、本共同研究に関する投稿・報告時点の最新情報を反映している。

² (株)トレードワルツが運営する貿易 PF 「TradeWaltz®」は、産学金から出資と人的支援を受けており、(株) NTT データから、BC(DLT) 基盤を含む技術面の支援を受けている。詳細は、以下を参照されたい。

森隆行（2023）「我が国の貿易電子化の現状と展望」、『貿易と関税』第 71 巻 2 号、2-20 頁、2023 年 2 月

花木正孝（2024）「BC(DLT) 技術を利用した貿易プラットフォーム－TradeWaltz の挑戦」、『日本貿易学会誌』第 61 号、17-34 頁、2024 年 3 月

花木正孝（2023）「【時事問題】ブロックチェーン技術を利用した貿易プラットフォーム－TradeWaltz® の挑戦」、『貿易と関税』第 71 巻 12 号、2-17 頁、2023 年 12 月

³ 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)（国 50.1% 出資）が運営する、「輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System－NACCS）」

詳細は、以下を参照されたい。

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)『NACCS パンフレット』

<https://www.naccs.jp/aboutnaccs/brochure/pan/pan.pdf> (as of February 10, 2025)

花木正孝（2025 予定）「第 13 章 通関システム（NACCS）の現状と課題」、『貿易活動における空港の役割（仮題）』、日本港湾経済学会研究叢書第 2 巻、2025 年度中刊行予定

⁴ 国土交通省港湾局サイバーポート推進室が、2021 年 4 月に運営を開始した民間事業者間のコンテナ物流手続を電子化・共通化することで業務を効率化し、生産性向上を実現することを目的とした貿易 PF。詳細は以下を参照されたい。

https://www.cyber-port.net/document/ja/%E3%82%B5%E3%82%A4%E3%83%90%E3%83%BC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%88%E6%B8%AF%E6%B9%BE%E7%89%A9%E6%B5%81%E3%83%89%E6%A6%82%E8%A6%81%E8%AA%AC%E6%98%8E_Ver2.2.18.pdf (as of February 10, 2025)

⁵ 財務省 HP 「経済制裁措置及び対象者リスト」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html (as of February 10, 2025)

所謂リスクベースアプローチに基づく体制整備を進めている。しかし、地域金融機関は大手に比べ人材

配置、システム投資に大きな制約がある。

図表 1 資産凍結措置等対象者リスト-MOFA（外務省）リスト対象者数
（2014年8月20日～2024年10月25日の推移）

経済制裁の対象	実施時期	実施根拠	対象者数			経済制裁の対象	実施時期	実施根拠	対象者数		
			2014年8月20日	2024年10月25日	増減				2014年8月20日	2024年10月25日	増減
ミロシェビッチ前ユーゴスラビア大統領・関係者	平成13年2月～	米国・EU	10 個人	10 個人	0	クリミア「併合」、ウクライナ東部の不安定化に関与する者、「ドネツク人民共和国」、「ルハンスク人民共和国」関係者	平成26年8月～	米国・EU	42 個人・団体	348 個人・団体	306 個人・団体
タリバーン関係者・テロリスト等	平成13年9月～	国連	441 個人・団体	542 個人・団体	101 個人・団体						
イラク前政権の機関・高官・関係者等	平成15年5月～	国連	294 個人・団体	76 個人・団体	▲ 218 個人・団体	資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人	令和4年3月～	米国・EU		1,045 個人・団体	1045 個人・団体
リベリア前政権の高官・関係者等	平成16年8月～	国連	38 個人・団体		▲ 38 個人・団体	ロシア連邦の特定銀行等による証券の発行等	平成26年4月～	米国・EU		5 団体	5 個人
コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置違反者等	平成17年11月～	国連	39 個人・団体	53 個人・団体	14 個人・団体	ロシア連邦の政府その他政府機関等による証券の発行等	令和4年2月～	米国・EU		3 団体	3 個人
コートジボワールにおける和平の脅威となる者等	平成18年3月～	国連	8 個人		▲ 8 個人	資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体	令和4年3月～	米国・EU		35 個人・団体	35 個人・団体
スーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等	平成18年6月～	国連	4 個人	3 個人	▲ 1 個人	資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の団体	令和5年12月～	米国・EU		4 団体	4 個人
ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等	平成22年6月～	国連	14 個人・団体	24 個人・団体	10 個人・団体	北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者	平成18年9月～	国連	58 個人・団体	16 個人・団体	272 個人・団体
リビアのカダフィ革命指導者・関係者	平成23年3月～	国連	17 個人・団体	26 個人・団体	9 個人・団体	北朝鮮に関連する国連安保理決議に基づく資産凍結等の措置の対象者	平成21年5月～	国連		155 個人・団体	
シリアのアッ・アサド大統領及びその関係者	平成23年9月～	米国・EU	94 個人・団体	94 個人・団体	0	北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国連安保理決議により禁止された活動等に関する者	平成25年4月～	米国・EU		159 個人・団体	
中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等	平成26年8月～	国連	3 個人・団体	15 個人・団体	12 個人・団体	イランの核活動等に関する者等	平成19年2月～	国連	359 個人・団体		▲ 359 個人・団体
イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等	平成26年12月～	国連		10 個人	10 個人				1,421 個人・団体	2,642 個人・団体	1,267 個人・団体
南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等	平成27年9月～	国連		8 個人	8 個人	内ロシア制裁関連			42 個人・団体	1,440 個人・団体	1,398 個人・団体
ハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等	令和4年11月～	国連		7 個人	7 個人		比率		2.96%	54.50%	110.34%
資産凍結等の措置の対象となる暴力的行為に関与するイスラエルの入植者	令和6年7月～	米国・EU		4 個人	4 個人	合 計					

出典：財務省 HP⁵ より筆者作成

経済制裁対応では、わが国外為法上の確認義務だけでなく、米国制裁プログラムのチェックも必要である。同プログラム違反に伴う多額の制裁金への懸念もあって、地域金融機関に、貿易金融もしくは、外国為替取引全体から撤退する動きがみられる。これは、経済産業省が、地方創生の一環として、2022年12月から推進する「新規輸出者1万者支援プログラム」⁶にとって大きな足枷になる。

所管官庁によるコンプライアンス強化の動きは、2024年も継続しており、財務省は、3月に『拡散金融リスク評価書』⁷を発出、翌月には「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-

2026年度）」⁸を発出、金融庁は、6月に「マネー・ローンダリング等対策の取り組みと課題（2024年6月）」⁹を発出している。経済産業省も2022年以降対ロシア制裁を順次強化しており、6月には、ロシア、ベラルーシといった従来の制裁対象者に加えて、中国、インド、カザフスタン、ウズベキスタンの特定団体との輸出入取引禁止を発出¹⁰しており、制裁対象の拡大が懸念されている。

III 金融機関等へのヒアリング結果

2022年より関係者等へのヒアリングを継続的に

⁶ 経済産業省 HP「新規輸出1万者支援プログラムを開始します」、2022年12月、<https://www.meti.go.jp/press/2022/12/20221216001/20221216001.html> (as of February 10, 2025)

⁷ 財務省 HP『拡散金融リスク評価書』、2024年3月、https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240312.pdf (as of February 10, 2025)

⁸ 財務省（2024）「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」、2024年4月、https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.html (as of February 10, 2025)

⁹ 金融庁 HP「マネー・ローンダリング等対策の取り組みと課題（2024年6月）」、2024年6月、<https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240628/20240628.html> (as of February 10, 2025)

¹⁰ 経済産業省 HP「＜令和6年6月21日公布＞輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦及びベラルーシ共和国以外の国の特定団体」、「対ロシア等制裁関連」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100687428.pdf> (as of February 10, 2025)